

「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方」の検討状況について (揮発性有機化合物・化学物質対策部会 中間報告)

参考資料 1

1. 検討の必要性

化学物質については、府条例に基づき、事業者の自主的な削減対策に取り組んできたが、P R T R法の施行状況や府域の化学物質排出量の状況を踏まえ、環境リスク低減に向けた事業者の自主的な管理を一層促進することが必要

揮発性有機化合物(VOC)については、府条例に基づく炭化水素規制を進めてきたが、光化学オキシダント濃度は改善がみられず、光化学スモッグ注意報も依然として発令されているため、大気汚染防止法の改正を踏まえ、今後のVOC対策について検討が必要

(参考) 審議経過等

平成 18 年 3 月 27 日	環境審議会へ諮問	8 月 25 日	環境審議会中間報告
	(揮発性有機化合物・化学物質対策部会設置)	9 月 1 日	第 5 回部会(予定)
5 月 16 日	第 1 回部会	9~10 月	パブリックコメントを実施予定
6 月 16 日	第 2 回部会	10 月下旬頃	第 6 回部会(予定)
7 月 21 日	第 3 回部会(関係者意見等聴取)	11 月頃	環境審議会報告・答申(予定)
8 月 4 日	第 4 回部会		

2. 現状と課題

1 化学物質対策

現状

府における対策

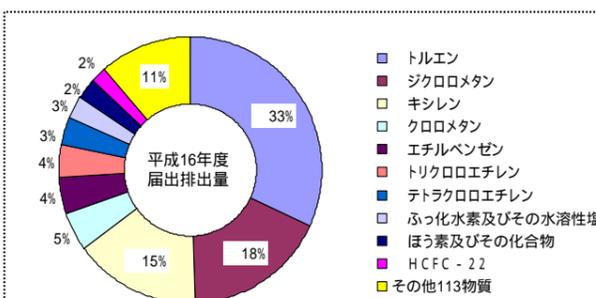
大気への排出抑制を目的とした「大阪府化学物質適正管理指針」(平成 7 年 5 月施行)に基づき、事業者に対し、化学物質の自主的な取組を促進(平成 16 年度分の報告: 303 件)

国における対策

有害性の高い物質や排出量の多い物質に対して「化学物質審査規制法」、「大気汚染防止法」等の個別法に基づき環境への排出等を規制、また、「P R T R法」(排出量等の把握、平成 13 年 4 月施行)により自主的な取組を促進

課題

- 事業者の自主的な取組をより一層促進するための管理の仕組みの整備
- 府条例と法の整合を図るとともに、法の規定を補完
- 事故や自然災害など緊急事態発生時の危機管理

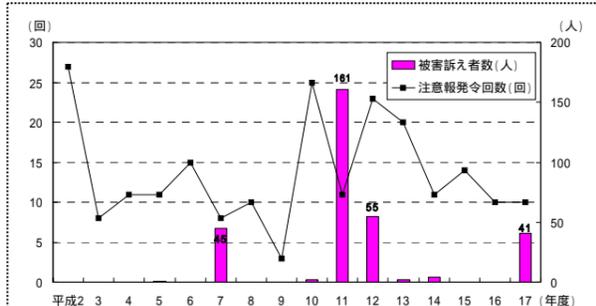


P R T R法に基づく化学物質排出量

- 平成 16 年度の府域の化学物質排出量は 28,153 トンで全国 5 位
- 排出量が多い化学物質はトルエン、ジクロロメタンなどのVOCで、全体の約 8 割を占めている。

府域におけるVOC排出量(固定発生源)

平成 2 年度: 約 1 2 万 t/年
↓
平成 1 6 年度: 約 7 万 5 千 t/年 (37%減)



光化学スモッグの状況

- 光化学スモッグ注意報は、毎年 1 0 回前後の発令があり、数十人~百人規模の被害の訴えがある年もある。

3. 対策の基本的な考え方(案)

1 化学物質対策

規制物質の見直し

- 新たに発がん性が確認された物質(エチレンオキシド)を有害物質に追加(現在、ベンゼン、カドミウム等 22 物質を有害物質として条例で規制)

法との整合を図り、法の規定を補完する新たな化学物質適正管理制度の構築

- 大気のみならず水・土壌への排出や廃棄物等への移動も対象とする総合的な管理制度に改善
- 環境リスクの観点からの対象物質の見直し
- 対象物質の取扱量や管理計画書等の届出を義務付け
- 危機管理の観点から、緊急事態対処計画書や事故時の報告を義務付け

2 VOC対策

条例規制等の課題の改善

- 条例の規制対象や基準等については現行のままとし、規制基準の遵守状況の把握・確認のため、必要事項の記録・保存を義務付け

- 要綱で定められていたタンクローリーの蒸気返還接続装置の設置を新たに義務付け

自主的な取組の促進

- 上記の化学物質適正管理の対象物質にVOCを加え、VOC削減に向けた自主的な取組を促進

VOCに係る大気汚染緊急時措置

- 光化学スモッグの注意報等の発令時に大規模なVOC排出業者に排出抑制の協力を要請

VOC: 大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物で化学物質の一種
光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質の一つ(Volatile Organic Compounds)